

仕 様 書

1 委託業務の名称

障害者の一般就労トータルサポート事業

2 委託業務の目的

障害者雇用の法定雇用率未達成の県内企業の人事・労務担当者に対し、民間の障害者雇用支援コーディネーターによる採用準備から職場定着までの一貫した個別支援を行うことにより、企業の障害者雇用担当者に雇用のノウハウを習得させ、障害者雇用の促進を図るもの。

また、福祉的就労の障害者や学生、生徒と家族・支援者を対象に一般就労につなげるため、企業担当者との就労に関する相談等を行う交流会を開催し、障害者の雇用・職場定着を図るもの。

3 委託業務の実施期間

契約締結の日から令和7年3月31日まで

4 委託業務の内容

I 企業の障害者雇用担当者への個別支援事業

(1) 個別支援内容

ア 実施期間 契約締結の日から令和7年3月31日まで

イ 実施場所 県内一円

ウ 対象者 以下の条件（ア）から（エ）までのいずれも満たす企業

（ア） 富山県内に本社を置く企業

（イ） 法定雇用義務のある企業であり、法定雇用率未達成であること

（ウ） 令和6年度に障害者の雇用を目指す企業

（エ） 過去に本事業を利用したことがない企業

※申込み時点で障害者を1人も雇用していない企業及び過去に県主催の障害者雇用関係の講座・セミナーに参加したことがある企業を優先するものとする。

エ 目標数 個別支援の実施企業数7社程度、就職者数7人程度

オ 内容

① 支援企業の募集

・受託企業において、「II 障害者、家族等と企業との交流会事業」の企業募集と一体にしたPRチラシを1,600部作成し、県が指定する約1,100社等へ送付すること。PRチラシの電子データも納品すること。

- ・受託企業は、支援企業の確保に努めること。

② 採用前準備

- ・個別支援企業として選定された企業の雇用担当者に対しヒアリングを行い、障害者雇用制度全般の説明（障害者雇用率制度、障害者雇用納付金制度、各支援機関の役割や障害福祉サービス事業所、各助成金制度、障害種別による特性や配慮等）のうえ、障害者雇用についてのニーズを確認し、個別支援における方針を明らかにした上で、管内ハローワークへの相談へ同行すること。
- ・最低月1回は支援する企業を訪問し、取組みについての打合せを行うとともに、管内ハローワークの担当者との面談に同行し、進捗状況確認などを情報共有し、必要に応じ、富山障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター等の支援機関にもこの面談に加わってもらうなど企業担当者が必要な支援を受けられるよう助言すること。
- ・企業の障害者の採用計画作成に対する助言を行うこと。
- ・企業における具体的な雇用対象業務の検討について指導・助言を行うこと。
- ・社内理解推進への指導・助言を行うこと。
- ・必要に応じ、富山障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター等支援機関に対する相談への同行、助言を行うこと。
- ・必要に応じ、障害福祉サービス事業所の見学への同行、助言を行うこと。

③ 採用活動等

- ・ハローワークへの同行、支援を行うこと。
- ・障害者向け合同企業面接会等への同行、支援を行うこと。
- ・国、県等の各種障害者支援事業活用の助言（県チャレンジトレーニング事業の職場実習、トライアル雇用、ジョブコーチ支援、各種助成金の活用等）を行うこと。
- ・障害者の従事する業務や労働条件についての助言を行うこと。
- ・障害者を受け入れる職場への説明についての助言を行うこと。
- ・作業環境への配慮についての助言を行うこと。

④ 採用後（職場定着支援）

- ・採用後の職場定着へ向けた企業内サポート体制の構築支援を行うこと。
- ・ジョブコーチによる定着支援への助言や障害者就業・生活支援センター等への引継ぎなどを行うこと。

⑤ その他

- ・障害者の多様な働き方を促進するため、障害者のテレワーク雇用も支援対象とすること。

(2) 実施方法

- ・専用の申込フォームを作成し、希望する企業から受託先へ申込フォームにより申込めるようにすること。

- ・ 申込内容を速やかに県に報告すること。
- ・ 県で個別支援企業決定後、受託企業へ通知するものとする。
- ・ 富山市内に事務所を設置し、個別支援企業に対し、即時に障害者雇用支援コーディネーター支援を開始し、企業へ訪問できる体制とすること。
また、企業の担当者からの電話による問合せ等が受けられる体制とすること。
- ・ 障害者雇用支援コーディネーターは、企業への障害者雇用コンサルティング経験を有する者とする。

II 障害者、家族等と企業との交流会事業

(1) 交流会内容

- ア 開催日時 令和6年7月の一 13時00分～17時00分
- イ 開催場所 富山市内
- ウ 対象者 富山県内に事業所を有する企業 7社程度
障害福祉サービス事業所利用者・家族・支援者
高校・特別支援学校・大学生・家族 30名程度
- エ 内容
 - ① 講演 障害者雇用状況と就職活動についての説明
 - ② 講演 就職活動における留意点
 - ③ 発表 障害者を雇用している企業、当該企業で一般就労している方や家族の体験発表
 - ④ 企業と一般就労に関する相談会 参加企業 7社程度
企業紹介、参加者1人あたり面談20分×2回、個別相談

(2) 実施方法

- ・ 受託企業において、「I 企業の障害者雇用担当者への個別支援事業」の企業募集と一体としたチラシを作成・送付すること。また、当事者（障害者、家族、支援者）向けの募集チラシ（ルビ有）を400部作成し、県が指定する約120事業所等へ送付すること。
- ・ 募集チラシの電子データも納品すること。
- ・ 当事者向けの募集チラシの電子データは、ルビ有及びルビ無の2種類を作成すること。
- ・ 専用の申込フォームを作成し、希望する企業、当事者から受託先へ申込フォームにより申込めるようにすること。
- ・ 申込内容を速やかに県に報告すること。
- ・ 受託企業は、個別支援事業の支援企業及びその他の企業、当事者への電話・訪問等により、交流会参加者の確保に努めること。
- ・ 受託企業は、①②の講演講師及び③の発表者の手配を行うこと。
- ・ 県は、必要に応じて手話通訳者の調整を行うものとする。
- ・ 受託企業は、出席者・参加企業との調整・連絡、③の発表者の手配・調整、次第・

シナリオ・企業紹介等必要資料作成、交流会会場の設営・備品準備、受付業務、当日の進行等を行うこと。

- ・参加者が心地よく参加できる環境を整備し、合理的配慮に留意して開催すること。

5 その他

- ・実施にあたっては、県と協議のうえ行うこと。
- ・契約締結後、人員体制・実施スケジュール・コーディネーターの経歴書等の実施体制について記載した事業実施計画書を提出すること。
- ・個別支援事業については、活動実績を月毎に取りまとめ、実施報告書を提出すること。
- ・個別支援事業及び交流会について、実施後アンケートを行い、集計結果を提出すること。
- ・この事業は、国の交付金を活用した事業であり、会計検査の対象となることから、当該委託事業に係る会計関係書類については、当該委託事業が完了した日の属する富山県の会計年度終了後、5年間保管すること。
- ・事業委託により作成した成果物及び当該成果物に係る著作権は、県に帰属するものとする。
- ・この仕様書に定めのない事項については、受託企業と県が必要に応じて協議するものとする。